

「産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」
に対するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

令和 5 年 12 月 22 日

経済産業省
産業技術環境局
基準認証政策課

経済産業省においては、令和 5 年 10 月 25 日（水）から同年 11 月 23 日（木）まで、「産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」に対する意見募集を行いました。

意見募集の結果、意見提出はございませんでした。

なお、本命令につきましては、令和 5 年 12 月 26 日に公布・施行いたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも経済産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

（1）意見募集期間

令和 5 年 10 月 25 日（水）～令和 5 年 11 月 23 日（木）

（2）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（3）意見提出方法

電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出数 0 件

3. 本件に関する問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局基準認証政策課

電話番号：03-3501-9232（直通）